



# 鳥取県公報

平成 22 年 3 月 19 日 (金)  
第 8 1 7 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	都市計画の変更 (2 件) (129・130) (景観まちづくり課) . . . . . 2 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿 の縦覧 (131) (〃) . . . . . 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (4 件) (132～135) (経営支援チーム) . . . . . 3 飼料の試験の結果の概要 (136) (畜産課) . . . . . 8 保安林の指定の解除予定 (2 件) (137・138) (森林・林業総室) . . . . . 8 建設業法による建設業者の許可の取消し (139) (県土総務課) . . . . . 9 県道の区域の決定 (140) (道路企画課) . . . . . 9 指定代理納付者の指定 (141) (会計指導課) . . . . . 10
◇ 選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (9) . . . . . 10
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (7) (教育総務課) . . . . . 10

# 告 示

## 鳥取県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
八頭中央都市計画道路3・6・1号高福西御門線
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
鳥取市河原町高福、山手、郷原及び三谷並びに八頭町破岩、船岡、下濃、上野及び西御門

## 鳥取県告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
鳥取都市計画道路3・4・7号停車場滝山線（変更前 停車場卯垣線）
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
鳥取市東品治、永楽温泉町、吉方、吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、立川町五丁目、立川町六丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目及び卯垣四丁目  
追加する部分  
鳥取市卯垣、卯垣五丁目及び滝山

## 鳥取県告示第131号

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧期間 平成22年3月19日から同年4月2日まで
- 2 縦覧場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部景観まちづくり課  
米子市加茂町一丁目1 米子市建設部土木課
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

### 鳥取県告示第132号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ミモザ鳥取店  
鳥取市千代水二丁目73
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
変更前 1,300㎡  
変更後 1,270.51㎡
- 3 変更する年月日  
平成22年4月22日
- 4 届出年月日  
平成22年3月1日
- 5 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社エディオンWEST 代表取締役社長 久保 允誉  
広島県広島市中区紙屋町二丁目1-18
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社いない 代表取締役 稲井 範行  
倉吉市河原町1770
  - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 108台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 10台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 37.979㎡
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 8㎡

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後7時（ただし、年間120日に限り午後8時、年間20日に限り午後9時）
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前10時から午後7時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
（ア） 出入口の数 3か所  
（イ） 位置 6の書類に記載のとおり
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前10時から午後6時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成22年3月19日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室  
鳥取市立川町六丁目176  
鳥取県東部総合事務所県民局  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市経済観光部経済戦略課
- 9 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第133号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
丸合境港ターミナル店  
境港市浜ノ町112
- 2 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時  
変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

- 3 変更する年月日  
平成22年2月25日
- 4 届出年月日  
平成22年2月24日
- 5 変更に係るもの以外の事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
協同組合丸合 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 哲朗
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社三幸 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林 哲朗  
東洋食品株式会社 福岡県北九州市門司区黄金町6-28 代表取締役 岡野 正則  
岡野食品産業株式会社 兵庫県姫路市御国野町国分寺391 代表取締役 岡野 直一  
株式会社米子青果 米子市両三柳193-1 代表取締役 上田 博久  
有限会社カメラのハマダ 島根県安来市安来町661-5 代表取締役 浜田 行宣
  - (3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,480㎡
  - (4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 140台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数 10台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積 104㎡
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量 32.9㎡
  - (5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
終日
    - イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
      - (ア) 出入口の数 3か所
      - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後7時まで
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間  
平成22年3月19日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済通商総室  
米子市糺町一丁目160  
鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部商工農政課

9 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第134号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

境港ショッピングスクエア パティオ

境港市元町1825

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前 境港やよいデパート

変更後 境港ショッピングスクエア パティオ

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

変更前 株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗

有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗

有限会社シューズ・ウチムラ 米子市中島二丁目2-50 代表取締役 内村正己

有限会社モリワキ 米子市東福原五丁目3-41 代表取締役 森脇賢太郎

株式会社ナガタ 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 長田孝道

有限会社グルメ食品 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 山下幸福

有限会社京屋呉服店 米子市角盤町三丁目5 代表取締役 安岡菊枝

株式会社やよい 米子市角盤町一丁目168 代表取締役 内村正己

変更後 株式会社サンマート和光 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗

有限会社梅林商店 米子市東福原六丁目12-40 代表取締役 梅林哲朗

東洋食品株式会社 福岡県北九州市門司区黄金町6-28 代表取締役 岡野正則

3 変更年月日

平成15年9月1日

4 変更する理由

小売業者の変更に伴い、お客様のニーズに対応した名称に変更する。

5 届出年月日

平成22年2月24日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

7 縦覧に供する期間

平成22年3月19日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部商工農政課

9 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第135号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

境港ショッピングスクエア パティオ

境港市元町1825

2 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時45分から午後10時まで

変更後 午前7時45分から午後10時まで

3 変更年月日

平成22年2月25日

4 変更する理由

お客様の利便向上のため、開店時刻を変更する。

5 届出年月日

平成22年2月24日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年3月19日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室  
 米子市糺町一丁目160  
 鳥取県西部総合事務所県民局  
 境港市上道町3000  
 境港市産業環境部商工農政課

#### 9 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第136号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成22年1月及び2月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				動物性飼料	肉骨粉	
日野郡日南町 日南TMRセンター	日野郡日南町神戸上 3337-3 日南TMRセンター	鳥取ミックス	平成22年1月	動物性飼料	肉骨粉	無
鳥取市 有限会社ティー エムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエム アール鳥取	タイプKW	〃	〃	〃	〃
東伯郡琴浦町 川東飼料組合	東伯郡琴浦町大字金 屋大高谷22-83 川東飼料組合	TMR中原	平成22年2月	〃	〃	〃

#### 鳥取県告示第137号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市佐治町大井字岩井谷526の22
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

---

#### 鳥取県告示第138号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字新見字カツラガトイ1082の9
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- 

#### 鳥取県告示第139号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日  
平成22年3月19日
  - 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号  
有限会社共和組  
鳥取市下味野37  
代表取締役 津嶋 好夫  
鳥取県知事許可（特-17）第1432号  
鳥取県知事許可（般-17）第1432号
  - 3 処分の内容  
建設業の許可の取消し
  - 4 処分の原因となった事実  
有限会社共和組の役員が、暴行の罪を犯したことにより、平成21年1月24日、罰金の刑に処せられた。  
このことが、建設業法第29条第1項第2号に掲げる事由のうち、同法第8条第10号に該当するに至った場合に該当する。
- 

#### 鳥取県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年3月19日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）におい

て一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東伯野添線	東伯郡琴浦町大字浦安字北畠140-2地先から同町大字光好字石田井439-2地先まで	12.0~44.0	3,612.0

#### 鳥取県告示第141号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成22年3月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7-1	インターネットを利用して納付する鳥取県への寄附金	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

## 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第9号

倉吉市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成22年3月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
関金町大鳥居開田地区会館	倉吉市関金町大鳥居1074-2
関金町安歩地区会館	倉吉市関金町安歩656-1

## 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第7号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成22年3月19日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成22年3月20日（土）午前10時00分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成22年度「アクションプラン」について
  - (2) その他